

# 介護予防・高齢者福祉 サービスガイドブック



中津市

令和7年度版

中津市介護長寿課 介護予防係・高齢者福祉係

# サービスガイドブック ご利用にあたって

中津市では高齢者が住み慣れた地域でもに支えあい、自分らしくいきいきと暮らすことができる社会の実現に向けた取り組みを進めています。

このパンフレットは、介護長寿課が高齢者を対象に実施している事業を紹介しています。

これらの事業を通じて、要支援・要介護状態になることを予防し、何歳になっても元気で活動的な生活を送れるよう、ご利用ください。

介護保険法では「自分で」リハビリなどのサービスを利用して健康保持・増進のため努力し、介護が必要な状態になることを予防することが国民の努力義務として定められているよ！

また、それらにかかる費用についてはみんなで公平に負担する決まりになっているよ！



01 サービス・活動事業

02 一般介護予防事業

03 在宅福祉事業

04 敬老事業

05 認知症支援事業

06 その他の事業

07 各機関連絡先一覧

# 目次

## 01 サービス・活動事業

1. サービス利用までの流れ……………4～
2. 通所介護事業
3. 通所型サービス A
4. 訪問介護事業
5. 訪問型サービス A
6. 短期集中型サービス

## 02 一般介護予防事業

1. 介護予防教室……………9～
2. 元気！いきいき☆週一体操教室
3. 高齢者のボランティアサポーター事業

## 03 在宅福祉事業

1. 緊急通報電話貸与事業……………10～
2. ひとり暮らし高齢者愛の訪問事業
3. 給食ボランティアグループによる給食サービス
4. 「食」の自立支援事業
5. 中津市安心おでかけタクシー事業
6. 在宅高齢者住宅改造助成事業（自立支援小規模改造助成事業）
7. 中津市高齢者・子育て世帯リフォーム支援事業
8. 老人介護手当
9. 家族介護慰労金
10. 家族介護用品支給事業
11. 日常生活用具給付事業
12. 老人保護措置事業

## 04 敬老事業

1. 敬老行事報償金……………18～
2. 長寿のお祝い金
3. 喜寿・米寿・市内最高齢のお祝い品
4. おしどり証の交付

## 05 認知症支援事業

1. 中津市認知症高齢者等 SOS ネットワーク事業……………19～
2. 中津市どこ・どこサービス事業
3. オレンジカフェ
4. 認知症サポーター養成事業
5. 中津市もの忘れ対応支援チーム
6. 認知症の人と家族のつどい

## 06 その他の事業

1. 老人クラブ助成事業・生きがいと健康づくり事業……………22～
2. 高齢者虐待防止ネットワーク運営事業

## 07 各機関連絡先一覧

1. 中津市 健康福祉部 介護長寿課……………23～
2. 中津市地域包括支援センター

# 01

## サービス・活動事業

要支援認定者及び事業対象者（※基本チェックリスト該当者）など軽度の支援を必要とする方に対して、要支援者の能力を最大限活かしつつ、多様なサービスを提供する事業です。

### 1. サービス利用までの流れ

- ①地域包括支援センターの窓口等で生活の困りごとなどの相談があった65歳以上の方に、基本チェックリストを実施します。

#### 基本チェックリストとは・・・

25項目の質問に「はい」「いいえ」で答えることで、からだの動きや、口腔機能、栄養状態、心の健康状態などを確認し、利用すべきサービスの区分の振り分けを行うために実施する確認表です。

厚生労働省において作成された全国共通の質問表（5ページ）です。

- ②「基本チェックリスト」の結果に基づいて、生活機能の低下がみられた方には介護予防ケアマネジメントを行い、生活目標や利用するサービスを決めます。

（サービス利用の流れについては6ページ）

- ③サービス・活動事業（7ページ～8ページ）を利用していただき、生活機能の向上を図ります。

## 基本チェックリスト

下記の質問事項を呼んで回答欄（はい・いいえ）に“○”を付けて下さい。普段の生活の様子を思い浮かべながら気軽な気持ちでお答えください。

	質問事項	回答	
1	バスや電車で1人で外出していますか	はい	いいえ
2	日用品の買物をしていますか	はい	いいえ
3	預貯金の出し入れをしていますか	はい	いいえ
4	友人の家を訪ねていますか	はい	いいえ
5	家族や友人の相談にのっていますか	はい	いいえ
6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	はい	いいえ
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	はい	いいえ
8	15分位続けて歩いていますか	はい	いいえ
9	この1年間に転んだことがありますか	はい	いいえ
10	転倒に対する不安は大きいですか	はい	いいえ
11	6ヶ月で2～3 kg以上の体重減少がありましたか	はい	いいえ
12	身長（      ）cm ・ 体重（      ）kg （BMI＝      ）(注)		
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	はい	いいえ
14	お茶や汁物等でむせることがありますか	はい	いいえ
15	口の渇きが気になりますか	はい	いいえ
16	週に1回以上は外出していますか	はい	いいえ
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	はい	いいえ
18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあるとされますか	はい	いいえ
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	はい	いいえ
20	今日が何月何日かわからない時がありますか	はい	いいえ
21	(ここ2週間)毎日の生活に充実感がない	はい	いいえ
22	(ここ2週間)これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	はい	いいえ
23	(ここ2週間)以前は楽に出来ていたことが今ではおっくうに感じられる	はい	いいえ
24	(ここ2週間)自分が役に立つ人間だと思えない	はい	いいえ
25	(ここ2週間)わけもなく疲れたような感じがする	はい	いいえ

※質問1は、徒歩や自転車などで外出できる場合も「はい」と答えてください。

※質問12は、数字を記入してください。

BMI = 体重(Kg) ÷ 身長(m) ÷ 身長(m)が 18.5 未満の場合は低栄養に該当とします。

※期間を定めていない質問項目については、現在の状況について答えて下さい。

網掛けがかかっている回答にチェックが多い場合、何らかの生活機能の低下が心配されるため、市の実施するサービス事業の利用をお勧めしています。

### 運動機能の低下

6～10の5項目のうち3項目以上に該当



### 口腔機能の低下

13～15の3項目のうち2項目以上に該当



### 複数の項目に支障

1～20の20項目のうち10項目以上に該当

### 低栄養状態

11・12のどちらとも該当



### 認知機能の低下

18～20のどれかに該当



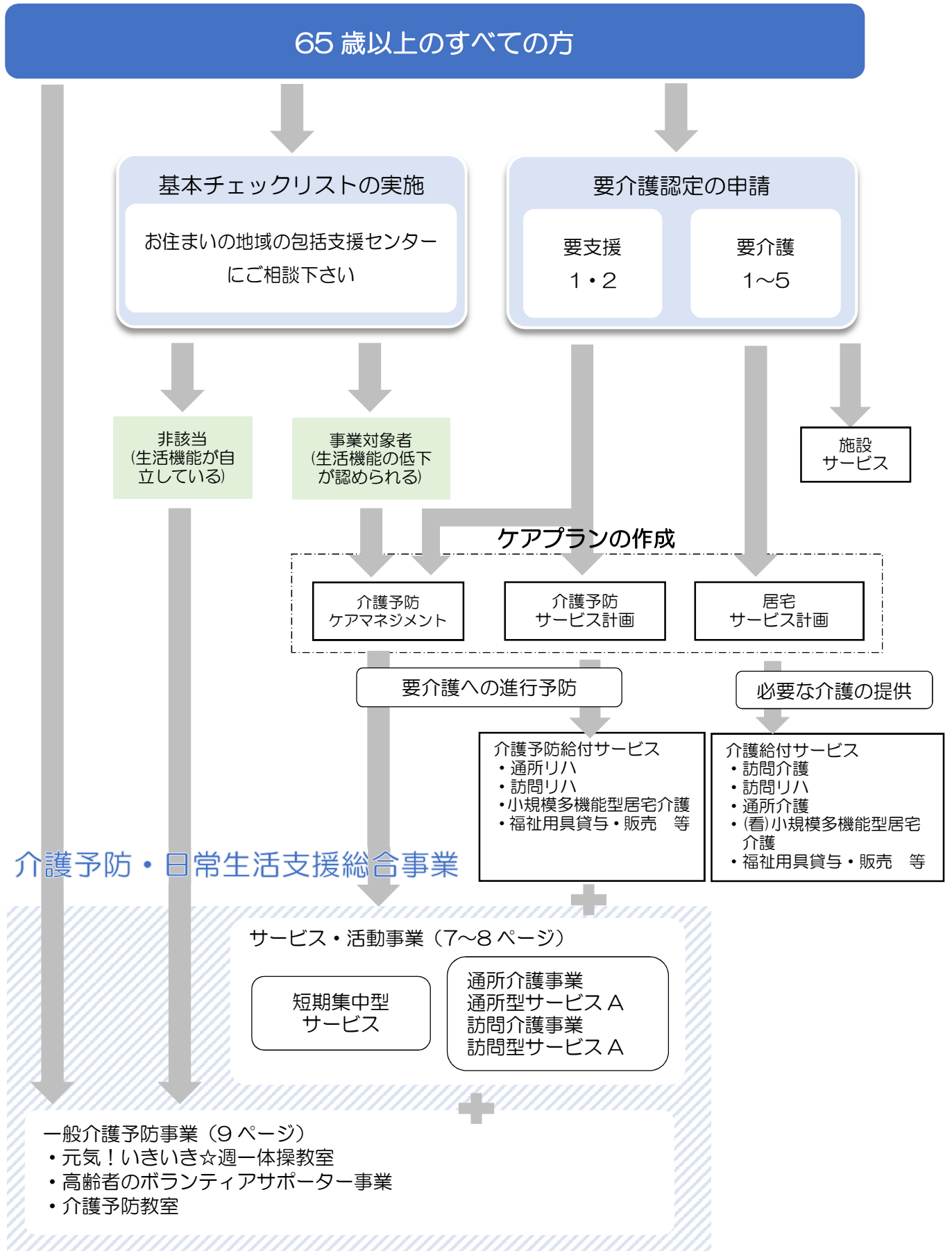
### 閉じこもり

16に該当

### うつ病の可能性

21～25の5項目のうち2項目以上該当

# サービス利用までの流れ



## 2. 通所介護事業

食事や入浴、排せつの介助、健康管理、機能訓練やレクリエーションなど

### 利用料

サービス利用料の1割～3割を自己負担（昼食代は別途自己負担）

#### 【自己負担が1割の時の基本的な費用】

要支援1または週1回程度のサービス利用が必要な事業対象者	1月につき1,798円
要支援2または週2回程度のサービス利用が必要な事業対象者	1月につき3,621円

※事業所の体制により加算・減算があります。

## 3. 通所型サービスA

閉じこもり防止のための運動、介護予防の講話、レクリエーション、趣味活動など

### 利用料

サービス利用料の1割～3割を自己負担（昼食代は別途自己負担）

1回につき	383円（1割）	766円（2割）	1,149円（3割）
-------	----------	----------	------------

※事業所の体制により加算・減算があります。

## 4. 訪問介護事業

食事や入浴、排せつの介助などの身体介護や掃除、洗濯、調理などの生活援助

### 利用料

サービス利用料の1割～3割を自己負担（昼食代は別途自己負担）

#### 【自己負担が1割の時の基本的な費用】

要支援1・2または、週1回程度のサービス利用が必要な事業対象者	1月につき1,176円
要支援1・2または、週2回程度のサービス利用が必要な事業対象者	1月につき2,349円
要支援2または、週2回を超える程度のサービス利用が必要な事業対象者	1月につき3,727円

## 5. 訪問型サービスA

日常生活範囲内の掃除・洗濯・調理などの生活援助

### 利用料

サービス利用料の1割～3割を自己負担（昼食代は別途自己負担）

1回につき	202円（1割）	404円（2割）	606円（3割）
-------	----------	----------	----------

## 6. 短期集中型サービス（愛称：90日！なかつお元気プログラム）

3か月間（最長6か月）、週1～2回、専門職がついて、一人ひとりにあった運動プログラム等について学べます。

種類	【通所と訪問の併用】	【訪問単独】
サービス形態	月1回の訪問と週1～2回の通所を組み合わせで行う	週1～2回の訪問のみ
時間	2時間以上/回	60分程度/回
利用料	週1回：2,320円 週2回：4,441円 （1割負担の場合）	1回 660円 （1割負担の場合）

### 対象者

次のうち3つ以上の項目に当てはまり、日常生活に困りごとのある65歳以上の人

- 階段を上るときに手すりが必要
- 椅子から立ちあがるときに手摺や杖が必要
- 15分以上続けてあるくことができない
- この1年間に転んだことがある
- 転倒に対する不安が大きい

※中津市ホームページ

【URL】

<https://www.city-nakatsu.jp/doc/2022042200048/>

【QRコード】



65歳以上の元気な方も、少し健康が不安になってきた方でも、どなたでも参加できる介護予防に関する事業です。

### 1. 介護予防教室

介護予防をテーマにした講演会やサロンや老人会などの集いの場での出張介護予防講話を行います。

例) 認知症予防の講話、運動の必要性と体操、高齢者の栄養と認知症予防の食事 等

### 2. 元気！いきいき☆週一体操教室

週一体操教室とは、筋力向上に効果があり誰でも簡単にできる「めじろん元気アップ体操」やラジオ体操、歌・レクリエーション等を行う、地域の住民が主体となって実施する教室です。また、週一体操教室を新たに立ち上げる場合には市の補助制度があります。

週一体操教室への参加、週一体操教室の立ち上げをご希望の方は、担当の地域包括支援センター（23 ページ参照）へお気軽にご連絡ください。

#### 立ち上げの条件

地域住民が容易に通える範囲の場所で実施

最低週1回は集まって実施

運営は住民で実施

筋力向上体操「めじろん元気アップ体操」を実施

#### 支援内容

定期的な体力測定

体操指導に健康運動指導士等を派遣

「めじろん元気アップ体操」DVDの配布

※中津市ホームページ

【URL】

<https://www.city-nakatsu.jp/doc/2018112000151/>

【QRコード】



### 3. 高齢者のボランティアサポーター事業

市の指定した受入期間でボランティア活動を行った時間に応じてポイントを貯め、貯まったポイントを年間最大5,000円まで換金できる事業です。

1時間につき100ポイント＝100円

#### 対象者

市の指定した受入機関でボランティア活動を行った方

#### お申込

中津市社会福祉協議会に「サポーター登録申請書」を提出してください

# 03

## 在宅福祉事業

自宅で生活しているひとり暮らしや高齢者のみの世帯の方に向けたサービスやその他、高齢者福祉に関するサービスです。

### 1. 緊急通報電話貸与事業

<事業内容>

65歳以上のひとり暮らしの高齢者や75歳以上で構成される世帯等を対象に、急病時に緊急ボタンを押すことでコールセンターにつながり、オペレーターが救急車要請等を行う緊急通報電話を貸与することによって急病や事故等の際の不安感の緩和を図ります。

取付工事にかかる一部負担金

1台4,466円

利用料 月額300円



※取り付けには、NTTのアナログ回線の固定電話が必要です。

※NTT アナログ回線以外の電話回線でも使用可能な場合がありますが、利用上の注意点等ございますので、ご相談ください。

対象者

- ① 65歳以上でひとり暮らしや寝たきりの人
- ② 75歳以上で構成される世帯（夫婦・兄弟など）
- ③ 40歳以上65歳未満で、要介護状態にあるひとり暮らしの人
- ④ 要介護状態にある親や祖父母の世話をしている未成年者がいる世帯 等

お申込

市 介護長寿課、各支所 総務・住民課へ電話又は窓口へお申し出ください

## 2. ひとり暮らし高齢者愛の訪問事業

<事業内容>

75歳以上で安否確認を必要とするひとり暮らし高齢者の家庭に、乳酸菌飲料の配達を通じて訪問することで当該高齢者の安否の確認及び孤独感の解消に努めます。負担金はありません。

【週3回配達(※一部、週1回配達)】

**対象者**

75歳以上の安否確認が必要な1人暮らしの方。

※ご家族やご親戚の方が近隣に居て安否確認ができる方、介護保険によるデイサービス等(週3回以上)の利用により安否確認できる方は対象となりません。

**お申込**

お住まいの地区の民生委員にお申し出ください。

## 3. 給食ボランティアグループによる給食サービス

<事業内容>

65歳以上のひとり暮らしや高齢者のみの世帯で、食事の支度に支障のある家庭に対して、ボランティアグループによる給食を月に1回行います。

利用者負担金 1回あたり300円

**対象者**

おおむね65歳以上の1人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯。

**お申込**

お住まいの地区の民生委員にお申し出ください。

## 4. 「食」の自立支援事業

### <事業内容>

高齢者のみの世帯に配食（お弁当の配達）を行うことで、食の改善と安否確認を行います。安否確認を兼ねているので、原則手渡しでの受け取りをお願いしています。配食時に安否確認ができなかった場合は、緊急連絡先になっている方や関りのある方（※）に安否確認のご協力をいただいております。

※ 介護保険事業所（地域包括支援センター・居宅介護支援事業所・サービス事業所）  
社会福祉協議会 民生委員 など

### 対象者

栄養改善が必要な者のうち、下記のいずれにも該当する者。

- ①中津市内に住所を有する高齢者（65歳以上）であること。
- ②1人暮らしまたは高齢者のみの世帯である者。

### 配食回数

月～金に3回まで

※介護保険サービス（通所・訪問）や、ヤクルト（ひとり暮らし高齢者愛の訪問事業）と、同じ日には配達できません。

### 負担金額

1食500円（低所得者軽減措置あり）

### 地域別配食業者一覧

校区	配達事業所 令和7年4月1日現在
南部・北部・豊田	①NPO法人 ぴいあ
如水・大幡・今津・三保・ 和田・鶴居・小楠・沖代	①宅配・介護のあいあい ②株式会社くらや ③宅配クック123 ④ワタミ株式会社 ⑤イート トゥゲザー
三 光	①宅配・介護のあいあい ②株式会社くらや ③宅配クック123 ④イート トゥゲザー
本耶馬溪	①宅配・介護のあいあい ②宅配クック123 ③イート トゥゲザー
耶馬溪	①耶馬溪料飲業組合
山 国	①宅配・介護のあいあい ②イート トゥゲザー

### 申込

市 介護長寿課、または地域包括支援センターにお電話にてお申し出ください。  
申込後に訪問調査があります。

## 5. 中津市安心おでかけタクシー事業

### <事業内容>

要介護認定を受けた方や心身に重度の障がいがある方に対して、タクシー料金の一部を助成することにより、経済的負担の軽減と日常生活の利便の拡大を行います。

**対象者** 中津市に住民登録を有し、市民税非課税世帯に属する方で、以下のいずれかに該当する方。

種類		障がい・要介護の程度
障がい者	身体障害者手帳	視覚障害 1 級・2 級
		肢体不自由（上肢及び乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の上肢機能に係るものを除く。）1 級・2 級
	療育手帳	A1・A2
	精神障害者保健福祉手帳	1 級
要介護認定者	要介護認定	要介護 1～5

※ただし、次のいずれかの施設に入所又は入院している者は除きます。

○地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護医療院

○総合支援法に規定する療養介護を行なう病院、障害者支援施設、医療型障害児入所施設、児童養護施設

○その他、上記に準ずる施設と市長が認める施設

**助成金額** タクシー利用券 12,000 円分（500 円×24 枚）

**有効期間** 毎年 8 月～翌年 7 月までの 1 年間

※ただし、毎年途中に申請した方は 1 カ月を経過するごとに 2 枚ずつ減じるものとしてます。（1 カ月当たり 2 枚）

（例） 9 月中に申請した人 ⇒ 22 枚交付（1 カ月分の 2 枚を減）  
1 月中に申請した人 ⇒ 14 枚交付（5 カ月分の 10 枚を減）

※1 回の乗車につき、1 枚の利用券を使用することができます。

ただし、乗車料金が 1,000 円を超える毎に使用枚数を 1 枚追加できます。

※利用できるタクシー会社については、ご案内送付時にお知らせします。

### **お申込**

市 介護長寿課、福祉支援課、各支所 総務・住民課へお申し出ください。

## 6. 在宅高齢者住宅改造助成事業（自立支援小規模改造助成事業）

### <事業内容>

助成要件に該当する高齢者のいる世帯が、段差等で在宅での生活に支障がある家を高齢者向けに改造する費用の一部を助成します。

毎年4月～5月に募集します。

### 対象者

中津市に住所を有する高齢者であって、下記のいずれかに該当する世帯

- ① 要介護認定を受けている65歳以上の高齢者がいる世帯
- ② 65歳以上の高齢者のみの世帯
- ③ 75歳以上の高齢者のいる世帯

### 【所得の要件】

- ① 世帯における生計中心者の前年中の所得金額が200万円未満

### 補助金額

①一般住宅改造助成事業	助成基本額（上限60万円）の3分の2を助成します。 ※介護保険の住宅改修を利用している場合、助成基本額の上限は40万円です。
②自立支援小規模改造助成事業	助成基本額（上限30万円）の3分の2を助成します。

### お申込

毎年4月頃、市報に募集記事を掲載します。

市 介護長寿課、各支所 総務・住民課へ申し出てください。

## 7. 中津市高齢者・子育て世帯リフォーム支援事業

### <事業内容>

補助要件に該当する高齢者のいる世帯が、段差等で在宅での生活に支障がある家  
を高齢者向けにリフォームする費用の一部を補助します。

#### 対象者

【世帯要件】65歳以上の高齢者がいる世帯

【所得要件】

① 世帯全員の前年中の所得金額の合計が350万円未満

(高齢者のみの世帯：年金所得を含んだ合計、それ以外の世帯：65歳未満の方の年金  
所得を除いた合計)

#### 補助金額

対象となる工事費用が30万円から150万円の工事で、対象経費の100分の20  
を補助します。(最高30万円)

【施工業者の要件】中津市内に住民票がある個人又は市内に本店のある法人

#### お申込

毎年7月頃に市報に募集記事を掲載します。

市 介護長寿課、各支所 総務・住民課へ申し出てください。

## 8. 老人介護手当

### <事業内容>

在宅のねたきり高齢者又は重度認知症の高齢者及びその介護者が本市に引き続き1年  
以上住所を有する場合、介護者がそのねたきり高齢者及び重度認知症高齢者を引き続き  
1年以上介護しているときに、その介護者に対し、老人介護手当を年額12万円支給し  
ます。申請の基準日は10月1日、2月1日です。

#### 支給要件

- ・基準日の1年以内に入院していないこと。
- ・介護保険によるショートステイの利用が年7日以内であること。

## 9. 家族介護慰労金

### <事業内容>

在宅で介護保険サービス(※ただし、福祉用具の貸与、住宅改修等をのぞく)を使わ  
ずに介護している家族に対し慰労金を支給します。年額12万円。

#### 支給要件

- ・要介護4または5と認定されたものを在宅で介護する家族であること。
- ・被介護者及び介護者が属する世帯員全員が前年度住民税非課税世帯であること。
- ・介護保険サービス(※ただし、福祉用具の貸与、住宅改修等をのぞく)の利用日数が  
10日以内かつ入院日数が90日以内であること

## 10. 家族介護用品支給事業

### <事業内容>

在宅の要介護高齢者の介護に必要な介護用品（おむつカバー・紙おむつ・尿取りパット・使い捨て手袋・清拭用品・ドライシャンプー）を購入するための補助券を支給します。年額 10 万円（3 ヶ月毎に 5, 000 円の補助券を 5 枚支給）

### 支給要件

- ・要介護 4 または 5 と認定されたものを在宅で介護する家族であること。
- ・被介護者及び介護者が属する世帯員全員が前年度住民税非課税世帯であること。
- ・被介護者、介護者ともに中津市内に住所を有する者。

## 11. 日常生活用具給付等事業

### <事業内容>

65 歳以上のひとり暮らし、寝たきり、要介護認定を受けている低所得の高齢者で、火の始末等で在宅での生活に不安がある場合、1 人あたり上限 3 万円まで日常生活用具を給付または貸与します。所得に応じて利用者負担があります。

### 《給付等をする日常生活用具》

- ① 電磁調理器
- ② 火災警報器
- ③ 自動消火器
- ④ 老人用福祉電話(耳の聞こえにくい方用の骨伝導式の電話)

### お申込

市 介護長寿課、各支所総務・住民課へ電話または窓口へお申し出ください。

### 【利用者負担基準】

利用者世帯の階層区分		利用者負担額
A	生活保護法による被保護世帯	0 円
B	生計中心者が前年所得税非課税世帯	0 円
C	生計中心者の前年所得税年額 10,000 円以下の世帯	16,300 円
D	生計中心者の前年所得税年額 10,001 円～30,000 円の世帯	28,400 円
E	生計中心者の前年所得税年額 30,001 円～80,000 円の世帯	42,800 円
F	生計中心者の前年所得税年額 80,001 円～140,000 円の世帯	52,400 円
G	生計中心者の前年所得税年額 140,001 円以上の世帯	全額

(例) C の階層区分の方が 22,000 円の電磁調理器を購入する場合  
利用者負担額は 16,300 円であり、残りの 5,700 円については市補助  
※市からの補助はひとり最大 3 万円まで

## 12. 老人保護措置事業

### <事業内容>

65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な方を養護老人ホーム(中津市養護老人ホーム豊寿園等)に入所することで生活の安定を図ります。

※以下の要件があります。負担金や入所までのスケジュール等詳細については、介護長寿課高齢者福祉係へお問い合わせください。

- 中津市に住所を有する65歳以上の高齢者であること。
- 介護保険の要介護認定を受けていないこと。
- 日常生活動作(衣服の着脱、入浴、排せつ等)について介助を必要としないこと。
- 入院加療の必要がないこと。
- 伝染性疾患を有し、他の者に伝染させる恐れがないこと。
- 家族等が近隣に存在していても援助を受けることが困難と認められること。
- 住居の状況等、現在置かれている環境下では生活が困難と認められること。
- 本人及び家族(同居)の前年の所得に対して、市民税の所得割の額がないこと。
- 入所の際には身元引受人となる方が必要です。
- 申請する前に必ず施設の見学を行ってください。事前に予約が必要です。

## 04

## 敬老事業

ご長寿のお祝いや、高齢者の生きがいや地域活動を推進するためのサービスです。

### 1. 敬老行事報償金

＜事業内容＞

9月の敬老月間に敬老行事（敬老会）を開催する自治区に対し、75歳以上の方1人につき1,000円の報償金を支給します。

**対象者** 中津市に住所を有して3ヶ月以上経過し、令和7年度中に満75歳を迎えられる方（昭和26年4月1日以前生まれの方）

※この報奨金については、敬老行事の開催を促進するための事業であり、自治区に対しての報償金となります。そのため、個人単位での申請や、敬老行事を開催しない自治区からの申請は対象となりませんのでご注意ください。

### 2. 長寿のお祝い金

＜事業内容＞

市内在住の90歳、100歳の方に対し、長寿のお祝金を支給します。

**対象者** 中津市に住所を有して1年以上経過し、令和7年度中に満90歳または満100歳を迎えられる方

90歳	昭和10年4月2日～昭和11年4月1日生まれの方	20,000円
100歳	大正14年4月2日～大正15年4月1日生まれの方	50,000円

※お祝金は誕生日を迎えられた月の翌月の15日の入金となります。15日が土日祝日の場合、土日祝日前の平日となります。

### 3. 喜寿・米寿・市内最高齢のお祝い品

＜事業内容＞

市内在住の77歳、88歳の方及び市内最高齢となる方に対し、記念品をお届けします。

**対象者** 中津市に住所を有して3か月以上経過し、令和7年度中に満77歳または満88歳を迎えられる方または市内最高齢者の方

77歳	昭和23年4月2日～昭和24年4月1日生まれの方	タオルセット
88歳	昭和12年4月2日～昭和13年4月1日生まれの方	タオルセット
市内最高齢	中津市内最高齢の方	粗品

### 4. おしどり証の交付

＜事業内容＞

市内に住所を有する結婚後50年を迎えるご夫婦に賞状と記念品を贈呈します。

結婚後50年（金婚式）	昭和50年9月1日以前に結婚した夫婦	夫婦湯呑
-------------	--------------------	------

※申請が必要です。（受付時期令和7年8月1日から8月15日まで）

認知症の発症の予防や、認知症を発症した方を地域で支援できるよう各方面の協力を得ながら行われる各サービスです。

## 1. 中津市認知症高齢者等SOSネットワーク

＜事業内容＞

認知症等により、行方不明になる恐れのある方につき、事前にその方のお名前やお写真を登録し、実際に行方不明となった場合に、中津警察署・中津市消防本部・中津市が情報共有を速やかに行い、早期発見に資する事業となっています。登録者については、認知症高齢者等個人賠償責任保険の加入対象者として取り扱います。

また、ご家族の希望があれば、その他協力機関への搜索を依頼し、早期発見へ繋がります。

**対象者**

行方不明になるおそれのある認知症高齢者又は若年性認知症患者。

**お申込**

市 介護長寿課、各支所 総務・住民課の窓口へお申し出ください。

**必要なもの**

対象者の写真（全身・顔写真）

## 2. 中津市どこ・どこサービス事業

＜事業内容＞

認知症の症状により行方不明になるおそれのある方（ご家族）に対し、GPS機器（ポケットサイズ）の貸出を行います。また、合わせて「1. 中津市認知症高齢者等SOSネットワーク」の登録をお願いしています。

**対象者**

認知症等により行方不明になるおそれのある高齢者(※)を在宅で介護している者。

(※)介護保険法に定める要介護認定において要介護又は要支援と認定された行方不明になるおそれのある者。(介護認定はないが認知症等により行方不明になったことがある場合は、GPS機器の貸与も可能です。)

**利用者負担金** 初期費用 3,500円（税抜き）

※初期費用の一部及び、月額利用料は市で負担いたします。

**お申込**

市 介護長寿課、各支所 総務・住民課へ電話または窓口へお申し出ください。

**必要なもの**

申請者の印鑑・対象者の介護保険証

### 3. オレンジカフェ

#### <事業内容>

中津市では認知症の人とその家族が住み慣れた地域で安心して暮らせる社会づくりに取り組んでいます。オレンジカフェはその一環で、認知症の人やその家族等が気軽に集まってお茶を飲みながら談笑したり、認知症についての相談が専門のスタッフにできるものです。

『「認知症かな?」と思ってもどこに相談してよいかわからない。』、『もっと気軽に相談がしたい。』という方は是非参加していただきたいと思います。

※参加料を 100 円～400 円いただきます。(昼食は別途負担)

#### ●スタッフ

スタッフは医師、社会福祉士、看護師、ケアマネジャー等の専門職、行政職員等となっています。安心してカフェにお越しください。

#### ●現在の開催場所 (各会場、月 1 回～3 ヶ月 1 回程度開催しています。)

旧中津市	・ふるかわメディカルクリニック ・南部まちなみ交流館 ・コミュニティーカフェ さわらび ・特別養護老人ホーム悠久の里・よりみちカフェ ・公文式 中津沖代教室 ・パンとカフェの店心の駅
三光	三光コミュニティーセンター
本耶馬溪	喫茶 音猫・特別養護老人ホームかえで 等
耶馬溪	生きがい元気アップクラブ耶馬溪 等
山国	山国社会福祉センター

その他、移動式オレンジカフェもあります。

#### ●開催日等は下記までお問い合わせください

市 介護長寿課 高齢者福祉係 0979-62-9807

## 4. 認知症サポーター養成事業

### <事業内容>

認知症を正しく理解し、仕事や生活の中で認知症の方やその家族を援助する人（認知症サポーター）を養成します。

地域（老人クラブ等）や会社などで受講を希望される場合は市 介護長寿課 高齢者福祉係の窓口にて依頼してください。少人数でも結構です。

## 5. 中津市もの忘れ対応支援チーム

### <事業内容>

もの忘れ対応支援チームとは、ご本人やご家族等から相談を受け、もの忘れなどの認知機能の低下が見受けられる方等のご自宅を訪問し、必要な支援を行い、自立した生活のサポートをする専門職のチームのことであります。

チームは中津市高齢者相談支援センター村上に設置しています。

※専門職：医師、看護師、社会福祉士、介護福祉士など

地域包括支援センター村上 もの忘れ対応支援チーム

**連絡先**：0979-23-0833

## 1. 老人クラブ助成事業・生きがいと健康づくり事業

### <事業内容>

老人クラブに対し、活動等に要する経費の一部を補助します。高齢者の生きがいと社会参加を促進するために各種の事業を実施します。

- 豊の国ねんりんピック
- レクスポ祭
- シルバースポーツ大会
- シルバー作品展
- 芸能大会等

## 2. 高齢者虐待防止ネットワーク運営事業

### <事業内容>

高齢者虐待防止のための地域ネットワークの構築を図るとともに、虐待防止に関する啓発活動を行います。

また、地域包括支援センターと協働し、高齢者の虐待事案の早期発見に努めるとともに、虐待の解消に向けた高齢者・養護者の支援を行います。

## 各機関連絡先一覧

市の介護長寿課では、ここまでに紹介したサービス等のほかにも、在宅高齢者や介護する家族へのサービス等を行っています。

また、介護保険の要介護認定や各種介護保険事業も行っています。

「わからない」、「もっと詳しく知りたい」、「ここが不安だ」という方は市 介護長寿課又は高齢者の総合相談窓口である高齢者相談支援センターにご相談してください。

### 1.中津市 健康福祉部 介護長寿課

〒871-8501 中津市豊田町 14 番地 3(中津市役所 1 階)

代表電話番号 0979-22-1111

係名	取扱業務	電話番号(直通)
介護係	介護保険の保険料や介護保険事業に関すること	62-9804
介護予防係	介護予防・日常生活支援総合事業に関すること	62-9805
介護認定係	要介護認定に関すること	62-9806
高齢者福祉係	上記以外の高齢者に関すること	62-9807

介護長寿課専用ファックス番号：0979-26-1217

### 2.中津市地域包括支援センター

名称	担当地域	TEL
いずみの園	今津・大幡・如水	62-9000
三光園	小楠・鶴居・三保・和田	53-9820
創生園	豊田・沖代	24-6015
村上	北部・南部	23-0833
社協	三光・本耶馬溪・耶馬溪・山国	26-4040

※中津市では、地域包括支援センターに「高齢者相談支援センター」という愛称をつけています。